

今年度から「成人式」は

は ち

「二十歳を祝う会」に名称が変わります。

民法改正に伴い、今年の4月1日から、成人年齢が18歳に引き下げられましたが、飯塚市では今後もその年度に20歳を迎える方を対象に式典を行います。そのため、今年度から「成人式」は「二十歳を祝う会」に名称が変わります。

● 令和4年度「二十歳を祝う会」開催概要

開催場所：飯塚第一体育館

(飯塚市文化会館〈飯塚コスモスコモン〉の改修工事により、例年とは会場が異なります。)

日 時：令和5年1月8日(日曜日)

正午～受付開始 午後1時～式典開始 午後2時終了予定

● 二十歳を祝う会実行委員募集

令和5年1月8日に実施する二十歳を祝う会をみなさんの力で作り上げませんか。

対 象：市内およびその近郊に在住している人

内 容：記念品の選考や様々な式典アトラクションの企画運営など

申込期間：8月26日(金)まで

● 申込み・お問合せ 生涯学習課 ☎0948-22-3274 ☎0948-22-5500 (内線6455)

無料相談コーナー 8月



相談内容	とき	ところ	申込み・問合せ		
夜間納税相談(納付受付、口座振替、納税に関する相談など)	4日(木)17時15分～19時 18日・25日(木)17時15分～20時	税務課(☎内線1062～1068) ※今月の納期は「市県民税・国民健康保険税」です。			
女性のための	法律相談(要予約)	25日(木)13時～16時	男女共同参画推進センター「サンクス」(☎0948-22-7058)		
	一般相談(予約優先)	3日・10日・17日・24日(木)13時～16時			
	職場の悩み相談(要予約)	3日(木)10時～正午			
	就業支援相談(要予約)	18日(木)10時～正午			
行政相談(予約不要) (行政に関する苦情、意見・要望など)	17日(木)13時～15時	飯塚市役所本庁	まちづくり推進課(☎内線1434)		
法律相談※年度(4～3月)で1人1回 (相続、離婚、借金、交通事故など/要予約)	平日13時～16時	飯塚法律相談センター (☎0948-28-7555)			
	毎週木曜日 17時～19時	飯塚市役所本庁	まちづくり推進課(☎内線1434)		
くらしの手続き無料相談会 (予約不要)(成年後見制度、相続、官公庁署への許認可申請手続など)	26日(金)13時～16時	飯塚市役所本庁	まちづくり推進課(☎内線1434)		
専門家による外国人無料相談会 (外国人ビザ、雇用、国際結婚など)	毎月第3火曜日 13時～16時	飯塚市役所本庁6階 北会議室	国際政策課(☎内線1647)		
年金相談(要予約)	2日・9日・23日(木) 10時～正午、13時～16時	立岩交流センター	直方年金事務所 (☎0949-22-0891)		
人権について	人権相談出張窓口	4日・18日(木)	10時～正午 14時～16時	筑穂人権啓発センター 穂波人権啓発センター	人権・同和政策課 人権相談ダイヤル ☎ 0948-43-4764 FAX 0948-23-7048
		8日・22日(月)	10時～正午 14時～16時	庄内交流センター 颯田交流センター	
	人権相談		平日8時半～17時15分(要予約)		
		平日8時半～17時		NPO法人人権ネットいづか	